

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、渋川地区市町村任意合併協議会規約第10条第5項の規定に基づき、渋川地区市町村任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表決)

第2条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、議長が必要があると認めるときは、出席委員の3分の2以上をもって決する。

(会議録)

第3条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 協議会の会議の開催日時及び場所
- (2) 出席及び欠席委員等の氏名
- (3) 会議に付した案件
- (4) 議事の内容
- (5) その他必要と認める事項

2 会議録は、議長及び議事に先立ち議長が指名する出席委員1名が署名する。

(会議録等の公開)

第4条 会議録及び会議に提出された資料は、原則として公開する。

(傍聴)

第5条 会議は、傍聴することができる。ただし、委員の過半数の賛同があるときは、一部又は全部を非公開とすることができる。

2 傍聴人の定員は30人とする。ただし、会場の規模に応じて調整することができる。

(傍聴の手續)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより傍聴人を決定する。

(傍聴人の入場制限)

第7条 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。

(秩序の維持)

第8条 会議においては、何人も議長の指示に従わなければならない。

2 議長は、会議の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱

し、又は不穏当な言動をした者に退場を命ずることができる。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月5日から施行する。